

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認福島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

国民年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 3件

## 福島国民年金 事案 733

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年10月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年10月から56年3月まで  
結婚後の私の国民年金保険料は、義父が納付していたにもかかわらず、申立期間が未納となっているので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人に代わって国民年金保険料の納付を行っていたとする申立人の義父自身は、国民年金加入期間について国民年金保険料を全て納付しており、義父の納付意識は高かったものと考えられ、申立期間と同様に、義父が納付していたとする申立人の申立期間直前の国民年金保険料は納付済みとなっていることが確認できることから、申立期間の国民年金保険料についても、義父が納付していたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年11月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年11月から52年3月まで

申立期間における私の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付については、義父が行っていた。

申立期間は、未加入期間とされ、納付済みであった国民年金保険料を還付された記録になっているが、国民年金被保険者資格を喪失する理由も無いので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A市が作成した国民年金被保険者名簿によれば、申立期間の国民年金保険料は、昭和51年11月25日及び52年1月25日に納付されたことが確認できるものの、特殊台帳によれば、申立人が51年11月15日に国民年金被保険者資格を喪失したとして、52年4月1日付けで申立期間の国民年金保険料(7,000円)が還付処理されたことが確認できる。

しかしながら、申立期間において、申立人が他の被用者年金制度に加入していたことをうかがわせる記録は無く、申立人が国民年金被保険者資格を喪失する理由も見当たらないことから、申立期間について国民年金保険料の還付を行う理由は無く、当該事務処理について誤りがあったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年6月  
② 昭和36年10月から同年12月まで

申立期間の国民年金保険料は母が納付していたので、未納とされていることに納得できない。年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人と連続して国民年金手帳記号番号を払い出されている任意加入者の資格取得日から、昭和38年10月頃に払い出されたものと推認できることから、この時点で、申立期間①の国民年金保険料は時効により納付することはできない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

一方、申立期間②については、3か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料を全て納付している。

また、申立期間②の直前直後の国民年金保険料は、前述の国民年金手帳記号番号の払出日から、過年度納付していると考えられ、申立期間②のみが未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年10月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 福島国民年金 事案 734

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年2月から63年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年2月から63年12月まで

私は、昭和44年に就職して以来、将来年金が受給できるよう、厚生年金保険と国民年金との切替手続をその都度行い、国民年金保険料を納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、将来年金が受給できるよう、厚生年金保険と国民年金との切替手続をその都度行い、国民年金保険料を納付したと述べているところ、オンライン記録によれば、申立期間直後の平成元年1月から2年3月までの国民年金保険料は、時効直前の3年4月17日に一括で過年度納付されていることが確認できる上、この時点で、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付場所、納付方法及び納付金額等についての記憶が定かではない。

さらに、申立期間は、47か月と長期間に及んでいる上、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 7 月から 40 年 2 月までの期間、44 年 3 月から同年 12 月までの期間及び 51 年 12 月から 52 年 1 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 7 月から 40 年 2 月まで  
② 昭和 44 年 3 月から同年 12 月まで  
③ 昭和 51 年 12 月から 52 年 1 月まで

私は、申立期間の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付方法については具体的に記憶していないが、未納期間について国民年金保険料を納付していたと思う。結婚後は、妻の国民年金保険料と一緒に納付していたと思うので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 61 年 3 月 11 日に払い出されていることが確認でき、この頃、国民年金の加入手続が行われたものと推認できるところ、オンライン記録によれば、申立期間の国民年金被保険者資格に係る記録は、当該加入手続後の平成 3 年 1 月 8 日に追加処理されたことが確認できることから、申立期間当時は未加入期間であり、国民年金保険料の納付書は発行されず、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付することはできない上、当該追加処理が行われた時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間に係る国民年金保険料の納付についての申立人の記憶は定かではない上、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 福島国民年金 事案 738

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 1 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 1 月から 56 年 3 月まで  
結婚により会社を退職する際、会社から国民年金に加入するよう勧められ、退職してすぐに任意加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきたのに、申立期間が未加入期間となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 53 年 12 月又は 54 年 1 月に国民年金の任意加入手続を行ったと述べているところ、申立人が所持する年金手帳、国民年金受付処理簿（払出簿）、A 市が作成した国民年金被保険者名簿及びオンライン記録には、いずれも 56 年 4 月 1 日に任意加入したことが記録されていることから、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料の納付書は発行されず、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付することはできない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月 17 日から同年 9 月 19 日まで

私は、申立期間にA社（現在は、B社C支店）に臨時職員として勤務したにもかかわらず、同社における厚生年金保険被保険者記録が無い。同じ時期に同じグループ会社のD社に勤務した同僚には厚生年金保険被保険者記録があるので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する人事記録により、申立人が、申立期間において、A社に臨時職員として勤務していたことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録によれば、A社は、昭和 60 年 4 月 5 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間には適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、E組合では、「厚生年金保険の加入手続は、グループ会社の各事業主がそれぞれ行っていた。当組合では、申立期間当時の臨時職員全員が、厚生年金保険に加入していたかどうかは分からない。」としている。

さらに、B社C支店では、「申立人に係る賃金台帳等の関連資料は無い。」としており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 4 月 1 日から 42 年 4 月 30 日まで  
② 平成元年 9 月頃から 5 年 12 月 1 日まで

申立期間①には、A社に勤務していたので、調査の上、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

また、申立期間②には、B社（現在は、C社）に販売研修員として勤務した後、代理店として同社の業務に携わっていたが、同社では私の生年月日を誤って記録していた時期があり、それが原因で厚生年金保険被保険者記録が無いのかもしれないので、調査の上、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が当時の事業主の氏名及び家族構成を記憶していることから、勤務期間を特定することはできないものの、申立人が、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当時の事業主は、申立人を厚生年金保険に加入させていたか否かは不明であるとしている上、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、申立期間①において、厚生年金保険被保険者となっていることが確認できる従業員に照会しても、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

また、申立人は、申立期間①当時の同僚として二人を記憶しているが、いずれも申立期間①には被保険者記録が無いことから、A社では、必ずしも全ての従業員について被保険者資格を取得させる取扱いではなかったものと考えられる。

さらに、申立期間①に係る厚生年金保険料の控除についての申立人の記憶は曖昧である。

申立期間②については、C社から提出された申立人に係る手当支給明細書、販売研修員採用承認通知書及び退社届により、申立人が、申立期間②のうち、平成元年10月2日から2年3月30日までの期間において、販売研修員としてB社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、C社では、前述の勤務期間には、申立人を厚生年金保険に加入させていなかったとしている上、前述の手当支給明細書によれば、給与から厚生年金保険料を控除されていなかったことが確認できる。

また、C社では、申立期間②の一部を含む平成2年5月16日から6年12月26日までの期間は、申立人自身が事業主として代理店を営んでいたことから、申立人を厚生年金保険に加入させていなかったとしている。

さらに、申立人は、自身の生年月日を誤って記録されていた時期があり、それが原因で厚生年金保険被保険者記録が無いのかもしれないと述べているが、申立人のものと考えられる未統合記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 7 月 1 日から 33 年 9 月 26 日まで  
平成 13 年 4 月に、年金の裁定請求手続のため社会保険事務所（当時）を訪れた際、申立期間について脱退手当金が支給済みであることを知った。  
しかし、私は、当時勤務していたA社を退職した際、脱退手当金に係る説明を受けておらず、退職金の類いも受け取っていない。また、オンライン記録では、脱退手当金を昭和 33 年 12 月 26 日に支給したこととされているが、年末の多忙な時期に社会保険事務所を訪れてお金を受け取った記憶も無い。  
このような取扱いには納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性被保険者のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 33 年 9 月 26 日の前後 2 年以内に資格喪失し、2 年以上の被保険者期間がある 18 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含む 10 人に脱退手当金の支給記録が確認でき、その支給決定日は、32 年 12 月 12 日に資格喪失した 6 人が同日の 33 年 7 月 26 日、申立人と同日の 33 年 9 月 26 日に資格喪失した 1 人が同年 12 月 26 日であることが確認できるとともに、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 33 年 12 月 26 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。